

福祉用具で自立した日常生活の促進や介助者の負担を減らすサービス

福祉用具貸与

要支援 要介護

日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。利用者はレンタル費用の利用者負担の割合分（▶P11）を負担します。



対象となる福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5	
◆印の一部は利用者の選択により購入も可能				● 利用できます
手すり (工事をとまなわないもの)	●	●	●	▲ 尿のみを吸引するものは利用できます
スロープ (工事をとまなわないもの) ◆	●	●	●	
歩行器 ◆				✖ 原則として利用できません
歩行補助つえ ◆				
車いす (車いす付属品を含む)				
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)				
床ずれ防止用具	✖	●	●	
体位変換器		●	●	
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト (つり具の部分を除く)				
自動排泄処理装置	▲	▲	●	

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。事業者によって用具の機種や費用は異なります。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- ◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)と多点杖は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。

特定福祉用具販売

要支援 要介護

申請が必要です

対象の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。



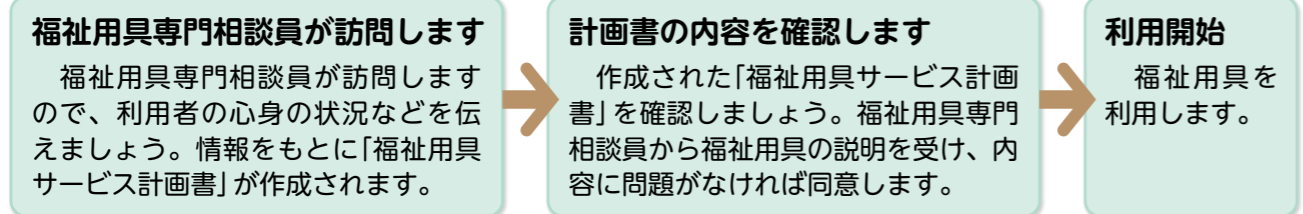
- 対象となる福祉用具**
- 腰掛便座
 - 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 排泄予測支援機器 ●入浴補助用具
 - 簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分
- 下記の福祉用具は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。
- ◆固定用スロープ ◆歩行器(歩行車を除く)
 - ◆単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

福祉用具購入費の支給について

いったん購入費全額を利用者が支払います。後日申請により、同年度10万円を上限に、利用者負担の割合分(▶P11)を差し引いた額が支給されます。

●都道府県などの指定事業者から購入した場合に支給されます。

福祉用具の利用の流れ



●福祉用具専門相談員とは、福祉用具貸与・販売事業所にいる福祉用具の専門家です。利用開始後も定期的に利用者宅を訪問し、福祉用具の点検や使用状況の確認を行います。

福祉用具はインターネットで検索できます。
 公益財団法人テクノエイド協会 <https://www.techno-aids.or.jp/>



住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

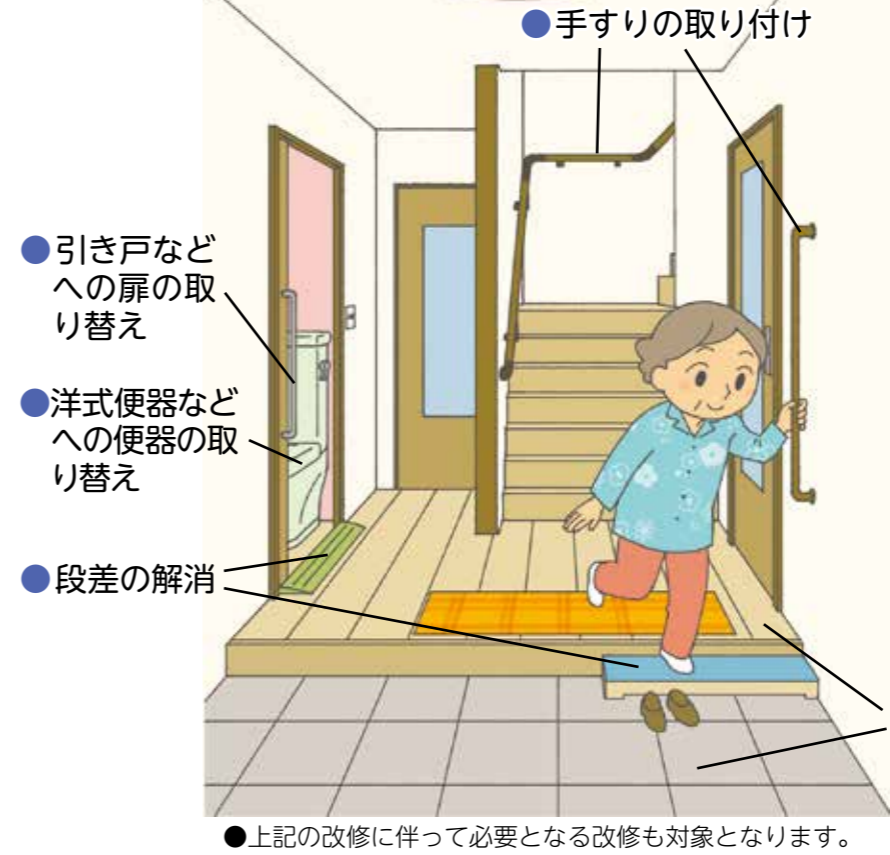
住宅改修費支給

要支援 要介護

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

対象となる住宅改修



住宅改修費の支給について

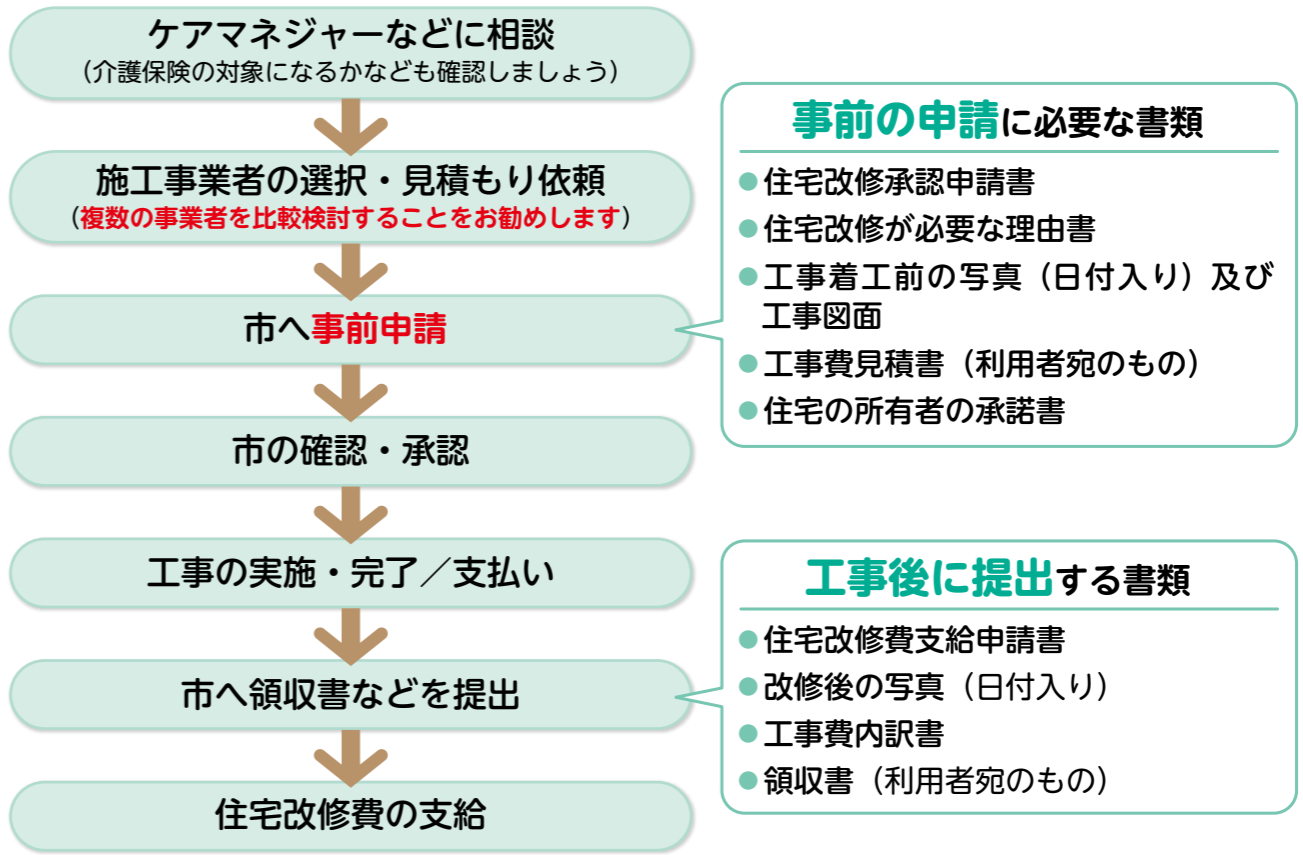
いったん改修費全額を利用者が支払います。後日20万円を上限に、利用者負担の割合分(▶P11)を差し引いた額が支給されます。

- 利用者は利用者負担分のみを事業者に支払い、残りは明石市から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度もあります。詳しくはお問い合わせください。
- 1回の改修で20万円を使いすぎず、数回に分けて使うこともできます。
- 転居した場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度20万円の上限額が設定されます。

事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されません。

- 引き戸などへの扉の取り替え
 - 洋式便器などへの便器の取り替え
 - 段差の解消
 - 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

住宅改修の利用の流れ



- 事前の申請に必要な書類**
- 住宅改修承認申請書
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 工事着工前の写真(日付入り)及び工事図面
 - 工事費見積書(利用者宛のもの)
 - 住宅の所有者の承諾書

- 工事後に提出する書類**
- 住宅改修費支給申請書
 - 改修後の写真(日付入り)
 - 工事費内訳書
 - 領収書(利用者宛のもの)

介護保険のしくみ
 サービスの利用のしかた
 サービスの利用者負担
 利用できるサービス
 介護保険料